

諸外国における未決拘禁・保釈制度の例

	英	米(連邦)	独	仏
未決拘禁の要件	<p>○保釈条件の設定によっては、出頭確保、司法運営妨害の防止、保釈中の再犯防止等(詳細は下欄)ができない場合</p> <p>※適法に逮捕・告発(charge)された者は、保釈されない限り、身柄拘束が続くのが原則。</p>	<p>○保釈条件の設定によっては、出頭確保、他害(証人等)防止(詳細は下欄)ができない場合</p> <p>※冒頭出廷(Initial Appearance)時の審問の際に、保釈が、未決拘禁かが判断されるのが原則。</p>	<p>○以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逃亡又はそのおそれ ・罪証隠滅のおそれ ・謀殺、故殺等、一定の重大犯罪を犯したことが強く疑われる場合 ・再犯のおそれ(被疑事実等に限定あり) 	<p>○司法統制処分(※)では、罪証隠滅防止、身柄保全等の目的(詳細は下欄)の達成が不十分な場合</p> <p>※身柄を拘束しないが、予審判事が居住制限等の義務を課すことにより、手続確保を図るもの</p>
未決拘禁からの解放要件	<p>○保釈制度あり。 条件を付しても以下の権利保釈制限事由に対処できない場合、不許可となり得る(裁量保釈は可)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所への不出頭の蓋然性 ・保釈中に犯罪を実行する蓋然性 ・司法運営の妨害、証人威迫の蓋然性 ・被疑者(被告人)保護の必要性 等 <p>(重大犯罪について) 過去に謀殺・故殺・強姦(謀殺と強姦は未遂を含む)で自由刑に処され、かつ、今回これらの犯罪で告発されている場合には、特段の事情のない限り、保釈は許されない。</p>	<p>○保釈制度あり。 犯罪の性質、犯行状況、被疑者・被告人の性格、前科関係等を考慮し、条件を付しても、以下が合理的に確保されない場合、不許可。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①公判廷への出頭確保 ②他者(証人等)、共同体への危害防止 <p>(重大犯罪について) 死刑、終身刑、規制薬物法等における長期10年以上の刑に当たる罪等については、上記①、②を確保できないとの推定が働く(反証可)。</p>	<p>○保釈制度はなく、類似の制度として、勾留状執行の猶予があるが、保証提供等の代替措置により逃亡防止等が達成されない場合は、猶予されない。</p> <p>○勾留理由ごとの猶予要件(逃亡防止) より緩やかな処分による目的達成を見込める十分な理由 (罪証隠滅防止) より緩やかな処分による罪証隠滅のおそれの著しい減少を見込める十分な理由 (再犯防止) 一定の指示を遵守することにより目的達成を見込める十分な理由</p>	<p>○保釈制度はなく、司法統制処分の制度があるが、以下の目的達成がされない場合は、勾留することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証拠等の確保、証人威迫・共犯者との不正謀議防止 ・審理対象者の身柄保全、犯罪行為の終止又はその再発防止 ・犯罪行為の重大性により公序にもたらされた例外的混乱の収束
逃亡等の防止策	<p>○保釈条件の設定(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保釈保証金の納入 ・制限住居の指定、夜間外出禁止 ・特定の証人との接触禁止 <p>○保釈逃亡罪 合理的理由なく裁判所に不出頭 原則:3月以下の懲役・罰金(併科可)</p> <p>○電子監視 保釈条件を遵守させるために適当な事案についてなされる。</p>	<p>○保釈条件の設定(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保釈保証金の納入 ・外出禁止 ・被害者、関係者との接触禁止 ・治療プログラムの受講 <p>○電子監視 保釈条件としての在宅拘禁等に組み合わせて利用可能。</p>	<p>○勾留の代替措置(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な裁判官等への連絡 ・適切な保証の提供 ・許可なく居住地を離れないこと ・共犯者、証人、鑑定人との接触禁止 <p>○電子監視 ヘッセン州において実施。</p>	<p>○司法統制処分(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住制限 ・行動制限 ・関係者への接触制限 ・保証金の設定 ・治療、入院 ・パスポート等の提出 <p>○電子監視 司法統制処分においては、居所制限につき、電子監視による執行が可能。</p>